

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 3 1 日

日本製薬団体連合会
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本医療機器販売業協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
輸液製剤協議会
透析剤研究会

殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課

医薬品、医療機器等を運搬する緊急車両への給油の取扱いについて

現在、熊本県をはじめ被災地においては、医療機関等において、医薬品、医療機器等が必須のものとして、緊急に確保することが必要となっている一方、医薬品、医療機器等を配送する車両が、ガソリン・軽油が十分に得られず、医薬品、医療機器等を必要としている医療機関・薬局、避難所等に配送できないと業界から話を聞いているところで

す。
このため、今回の地震災害への対応として、経済産業省との協議の結果、この事務連絡及び別添の標章を提示し、かつ、社員証や積載荷物などにより、医薬品、医療機器等の運搬を行う車両であることが確認された場合（カラ荷で帰る場合も含む。）には、熊本県に所在する中核SSにおいて行う緊急車両への優先給油を受けられる取扱いとなりましたので、優先給油を受けるに当たっては、事前に別紙をお送りいただく必要がありますので、御了知ください。

（連絡先）

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

首席流通指導官 會森章

流通指導官 大胡田純一

電話：03-5253-1111（内線 2535/2598）

03-3595-2421（夜間直通）

メールアドレス：ryutsukaizen@mhlw.go.jp